

令和6年度から

福祉除雪事業を開始します

高齢や障がいなどの身体的理由により自ら除雪を行うことが困難な低所得世帯に対し、外出等の日常生活に必要な通路を確保するための除雪事業を実施します。

身体的要件（次のいずれかに該当し、かつ、自らが除雪を行うことができない方のみで構成する世帯）

- 除雪を行うその年度において75歳以上である方
- 身体障害者手帳1級から3級までに該当する方
- 要介護3から要介護5までに該当する方



収入要件・資産要件等（次のすべてに該当する世帯）

- 前年の収入が生活保護における最低生活費の1.1倍以下の世帯

【対象世帯の例（持家の場合）】

75歳以上の単身世帯	954,000円
75歳以上の夫婦世帯	1,495,000円
75歳と70歳（身体障害2級）の2人世帯	1,764,000円

※ 金額は目安です。個別の世帯については問い合わせください。

- 現金、預貯金、有価証券等の額が単身世帯で350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算）以下である世帯
- 町税等を滞納している方が世帯にいないこと（町税等を滞納している方が分納誓約を履行していると認められる場合は除きます。）

費用

無料

裏面も
ご覧ください

除雪の内容

降雪により町の除雪車両が出動したとき、降雪後に住宅の玄関から公道までの間を、おおむね1.5メートル幅でかき分け除雪します。

※ 町道のかき分け除雪による置き雪も除雪します。

※ 町道の除雪が終了後、順次、福祉除雪を行います。

- ・ 玄関から道路までの通路部分
- ・ 幅約 1.5m
- ※ 車庫前や物置、駐車場等は対象外



利用の申請と調査

○ 利用の申請

次の窓口に申請書がありますので、記入のうえ、提出してください。また、ホームページからも申請書をダウンロードすることができます。

- ・ 役場福祉課
- ・ ふれあいセンター福寿
- ・ 札内支所
- ・ 糠内出張所



○ 調査

申請の受け付け後、要件を満たしているかの調査（収入状況や介護・障がいに係る情報等の確認）をさせていただきます。

また、お宅を訪問し、聞き取りや現地確認をさせていただきます。

【重要】 利用にあたってのお願い

親族や知人、自宅周辺の隣人、町内会内等に除雪の支援をいただける方がいる場合は、可能な限り除雪の支援を依頼してください。

【問い合わせ先】

幕別町保健福祉部福祉課

電話 0155-54-6612